

学校長 様

申請者 住 所 鳥栖市  
保護者名

⑩

## 新型コロナウイルス対策に係る臨時休業期間の学校施設利用申請書

臨時休業期間中、家庭及び施設等で対応できないため、裏面にあります【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】および【お願い】に示された内容に同意し、以下のとおり学校施設の利用を申請いたします。

なお、臨時休業期間に学校施設内で新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合について、学校及び教育委員会に対して責任は問いません。

## 記

※令和2年度に学校施設利用申請書を提出されておられる方は、1. 及び3. をご記入ください。

## 1. 利用者

学年学級	利用者名
年 組	
年 組	
年 組	

## 2. 緊急連絡先 ※勤務先を必ず御記入ください。

	続柄	氏名	携帯番号	勤務先及び電話番号
1				勤務先
				TEL
2				勤務先
				TEL
3				勤務先
				TEL

※感染拡大防止の観点から、同居する家族を優先的にご記入ください。

※16:00を過ぎて保護者への引き渡しを確認できない場合は、連絡をさせていただきます。

3. 利用予定期日 ※利用される期日に「○」をご記入ください。

4月20日(月)	4月21日(火)	4月22日(水)	4月23日(木)	4月24日(金)
4月27日(月)	4月28日(火)	4月29日(水)	4月30日(木)	5月1日(金)

※本申請書にて得た個人情報につきましては、目的以外に使用いたしません。

【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休校期間中において、8：00から16：00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭
- ④ 小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、制服(ない場合は私服)に名札着用をお願いします。
- 児童の安全確保の観点から小学生につきましては、必ず保護者等による送迎をお願いします。  
学校は、8：00に開校いたしますので、その時刻に合わせてお子様を学校に送り届けてください。また、16：00を過ぎてお子様の迎えが確認できない場合は、連絡させていただきます。
- 給食はないため、弁当を持参させてください。持参できない場合は、12：00までの利用となります。その場合は、12：00の送迎をお願いします。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず自宅での休養を最優先してください。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後には、必要以上に口元に手を近づけないようご指導ください。